

# 令和7年第2回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和7年6月9日 開会

令和7年6月12日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和7年第2回新十津川町議会定例会

令和7年6月9日（月曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 報告第1号 令和6年度新十津川町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第9 報告第2号 令和6年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10 報告第3号 令和6年度新十津川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第11 報告第4号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第12 報告第5号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第13 議案第24号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第14 議案第25号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第15 議案第26号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第16 議案第27号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第17 議案第28号 令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第18 議案第29号 令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第19 議案第30号 工事請負契約の締結について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)

- 第20 議案第31号 工事請負契約の締結について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第21 議案第32号 工事請負契約の締結について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第22 議案第33号 工事請負契約の締結について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第23 議案第34号 財産の取得について  
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)

◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大嶋光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君
教育委員会事務局長	小松敬典君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂下佳則君
--------	-------

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。  
皆さん、ご起立ください。

〔全員起立〕

- 議長（小玉博崇君） 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（小玉博崇君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいまから、令和7年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいま出席している議員は、10名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、  
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、8番、鈴木康裕議員。  
9番、樋坂里子議員。両議員を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。  
報告を求めます。  
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さんおはようございます。議長の指示がございましたので、議会運営委員会からの報告をいたします。

日時、場所、出席者については、記載のとおりでございます。当日説明員として、寺田副町長、久保田総務課長にお越しいただいております。

5番、協議結果でございます。

（1）付議案件は、報告5件、条例の一部改正3件、令和7年度会計補正予算3件、工

事請負契約の締結 4 件、財産の取得 1 件の計16件である旨、総務課長から説明を受けております。

(2) 令和 7 年第 2 回町議会定例会の会期は、6 月 9 日月曜日から 6 月12日木曜日までの 4 日間とする。

(3) 日程については、裏面に記載のとおりでございます。

(4) 一般質問の通告は、1 人から 2 件を受理しております。

(5) 請願、陳情等の受理状況について、6 月 4 日現在、請願 1 件、陳情 1 件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けております。請願 1 件、陳情 1 件を所管の委員会に付託することにいたしました。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長からの報告を終わります。

---

#### ◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から 6 月12日までの 4 日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 6 月12日までの 4 日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第 4、諸般の報告を行います。

1 番の事務報告、2 番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3 番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

引き続き、4 番の一部事務組合議会報告を願います。

滝川地区広域消防事務組合議会の報告を深瀬美奈子議員よりお願いいたします。

〔3 番 深瀬美奈子君登壇〕

○3 番（深瀬美奈子君） 議長からのご指示がございましたので、令和 7 年 5 月15日木曜日、午前10時から開催されました令和 7 年滝川地区広域消防事務組合臨時会の内容を報告いたします。

議案第 1 号、令和 7 年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第 1 号については、職員 1 名の増員による人件費、被服費に関する補正で、歳入歳出それぞれ1,087万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,926万 6 千円とするもので、原案可決されました。

議案第 2 号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、宿泊料について上限を定めた実費が公費支給するため、職員等の旅費に関する条例、平成11年滝川地区広域消防事務組合条例第 4 号の一部を改正するもので、原案可決されました。

任期終了のため、滝川地区広域消防事務組合議会議長、田村議長より辞職届が提出され、受理されたため、議長選任の選挙が行われました。

選挙第1号、滝川地区広域消防事務組合議会議長の選挙については、年長議員による指名により鈴木副議長が指名され、当選となりました。

選挙第2号、滝川地区広域消防事務組合議会副議長の選挙については、副議長の欠員に伴う選挙で、議長の指名推選により野村議員が推薦され、当選となりました。

議案等関係書類は、規定に沿って議員図書館の方に保管しております。以上で報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

これもちまして、日程第4、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎委員会への付託の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

請願及び陳情等の委員会付託について、私からご報告いたします。

本日までに受領した請願及び陳情等につきましては、お手元に配付した請願及び陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告をいたします。

---

#### ◎行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） 皆さん、改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和7年第1回定例会以降におけます行政報告を申し上げます。

初めに、総務課関係から申し上げます。

一番目、叙勲及び表彰。

4月29日、長年にわたり、地方自治の振興に貢献されましたご功績により、元町議会議長、長名實様が春の叙勲、旭日双光章を受章されました。

また、新十津川町表彰条例に基づく感謝状の贈呈につきまして、3月24日、企業版ふるさと納税として多額のご寄附をいただきましたホクレン農業協同組合連合会様に、4月3日、同じく、企業版ふるさと納税として多額のご寄附をいただきましたダイシン設計株式会社様に、4月15日、ご主人様の生前のお礼として多額のご寄附をいただきました東恭子様、5月2日、社会貢献活動として安全な通学路維持のため町道の清掃作業をしていただきました株式会社遠藤組様に、5月22日、企業版ふるさと納税として多額のご寄附をいただきました株式会社北海道クボタ様に、それぞれ贈呈をいたしました。

続いて、2ページをお開きください。

地域公共交通でございます。

令和6年度の地域公共交通の実績は、6路線で延べ1万9,758人の利用がありました。予約を伴う4路線での平日の運行率は42.2パーセント、スクールバス混乗便における一般の方の乗車率は41.3パーセントとなっております。

また、町の地域公共交通の乗り方が分からないなどのご意見から、実際に予約から乗車までを体験していただくため、4月15日から5月31日までの期間で実施しました、地域公共交通の無料お試し乗車は、町内便45人、町外便99人、合計144人の乗車利用がありまし

た。

続いて、3ページです。

ふるさと応援寄附金。

令和6年度のふるさと応援寄附金の実績は9,498件、2億1,338万2千円で、寄附額は昨年度と比較して約3.5倍となりました。

続いて、まちづくり懇談会です。

町民の皆さまと直接、意見を交換させていただきたく、まちづくり懇談会を5月19日に高齢者世代の皆さまを対象に開催し、17人の参加がありました。まちづくり懇談会は、7月15日までの間、行政区や町内の団体、子育て世代などを対象に全9回実施いたしますので、議員各位におかれましても、是非ご参加をいただきたいと思います。

続きまして、次のページ4ページでございます。

会計課でございます。

令和6年度会計閉鎖。

令和6年度各会計につきましては、5月末日に会計閉鎖をいたしました。

一般会計の歳入総額は82億1,647万2,942円、歳出総額は78億3,928万8,545円、歳入歳出差引額は3億7,718万4,397円となりました。繰越明許費の一般財源と既収入特定財源分3,984万5千円及び継続費の通次繰越額繰越金100万円を差し引き、実質収支額3億3,633万9,397円のうち1億7,633万9,397円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積み立て、1億6,000万円を令和7年度に繰り越しました。これにより全基金の現在高は74億7,664万3,491円となりました。

また、収入未済額は、町税、公営住宅使用料などを含め432万9,738円となりました。

続きまして、住民課関係でございます。5ページです。

交通安全及び防犯活動です。

交通事故の発生状況は、3月1日から5月31日までの人身事故発生件数は1件で、負傷者数は1人でした。

4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が実施され、関係団体の協力により、朝の街頭指導やパトライト作戦などを展開いたしました。

また、4月18日には新十津川小学校の交通安全教室が行われ、5月23日には、新十津川町安全・安心推進協会から新十津川小学校の児童へ、交通安全啓発用品が贈呈されました。

防犯につきましては、3月1日から5月31日までの本町における犯罪発生件数は0件でした。

続いて、6ページをお開きください。

環境衛生、塵芥処理でございます。

春の町内一斉清掃実施事業は、5月31日現在で行政区、老人クラブ、事業者等でご賛同いただいた延べ17団体が実施し、道路や河川などの環境美化に取り組んでいただきました。

続いて、7ページ。

町税等でございます。

町税等の令和6年度課税分の収納状況につきまして、町税5税合計の収納率は99.92パーセントで、前年同期と比べ0.06ポイントの増加となりました。

滞納繰越分につきましては、28.71パーセントで、前年同期と比べ25.46ポイントの増加

となりました。

中段飛ばしまして、国民健康保険税は99.93パーセントで、前年同期と比べ0.03ポイントの増加となりました。滞納繰越分につきましては、25.99パーセントで、前年同期と比べ22.78ポイントの減少となりました。

後期高齢者医療保険料は、前年度と同様に100パーセントとなっております。

続いて、保健福祉課関係でございます。

7ページ下段の保育園でございます。

5月31日現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児3人、1歳児12人、2歳児17人、3歳児23人、4歳児27人、5歳児25人の計107人でした。3月1日から5月31日までの間において、一時保育の利用はありませんでした。また、延長保育は15人の利用、広域入所は1人の利用がありました。

続いて、認定こども園です。

5月31日現在の認定こども園新十津川幼稚園の保育認定児童数は、0歳児2人、1歳児6人、2歳児2人、3歳児7人、4歳児4人、5歳児4人の計25人でした。

現在、保育の待機児童については解消されております。

続いて、下段の放課後児童クラブでございます。

中段から、令和7年度当初の登録児童数は66人、5月31日までの利用状況は、開館日数が45日、延べ利用者数は1,522人で、1日平均利用者数は約33.8人で、前年同期と比べ123人の増加となりました。5月31日現在の登録児童数は65人となっております。

続いて、9ページ下段でございます。

出産、子育て応援事業です。

令和6年度の出産・子育て応援事業の給付実績は、出産応援ギフトの給付人数は33人で給付額は165万円、子育て応援ギフトの給付人数は36人で給付額は180万円でした。

次のページでございます。10ページです。

中段、犯罪被害者等支援に関する協定です。

4月21日、犯罪被害者等支援に関する協定を滝川警察署と締結いたしました。この協定に基づきまして、町と滝川警察署が連携を図りながら犯罪被害者等への支援を行っていくこととしております。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事業です。

電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の経済的な負担の軽減を図るため、令和7年2月から給付しております住民税非課税世帯等に対しての臨時給付金事業につきましては、5月31日をもって終了しましたが、864世帯、計2,740万円分を支給決定いたしました。

12ページをお開きください。

感染症予防でございます。下段でございます、13ページです。

今年度から拡充いたしました带状疱疹ワクチンの予防接種者は46人ございました。

次に、産業振興課関係でございます。

水稻。

水稻の作付け予定面積は3,528.1ヘクタールとなっております。そのうち、主食用米につきましては3,481.9ヘクタールの作付け予定となっております。

令和7年産米の生産の目安は3,553.1ヘクタールで、希望どおりの作付けができる状況となっております。5月8日に始まりました町内の田植えにつきましては、順調に作業が進み、無事終了しております。

続きまして、14ページをお開きください。

ヒグマ対策でございます。

ヒグマの目撃状況は1件となっており、5月7日には、森林と農地の中間4か所にヒグマ用の箱ワナを設置し、また、河川敷にはクマよけ装置を設置し、市街地へのヒグマの侵入を防止する措置を行っております。

なお、今年度のヒグマ出没件数は3件で、すべて足跡を発見したものでございます。

続いて、中段、中小企業者への支援。

中小企業者応援事業は、4月から5月までの間に、今年度から助成内容を見直した店舗等の修繕、模様替えで3件、商工業の活性化に係る新たな取組で1件の申請があり、申請額の合計は142万7千円となっております。

続いて、モンベルフレンドタウンでございます。

4月1日付で、総合アウトドアメーカーの株式会社モンベルが展開するフレンドタウンに登録いたしました。同社のホームページやスマートフォン用アプリで本町が紹介され、5月31日までのアクセス数は926件となりました。また、会員向けに特典を提供することで施設や店舗等のPRができるフレンドショップへの登録は、8件となっております。

続いて、15ページでございます。

旧キャンプ村ロッジの火災でございます。

6月2日午後6時20分頃、陶芸作業場として貸し出している旧キャンプ村ロッジで火災が発生し、建物が全焼いたしました。出火元は、ガス窯の煙突付近だと考えられております。

続いて、建設課関係でございます。

16ページ、最後のページをお開きください。

その他の関連事業です。

徳富川ラブリバー推進協議会主催によります石狩徳富河川緑地の花植え事業が5月29日に実施され、10団体104人の参加をいただき、潤いのある水辺空間の創出が図られたところでございます。

最後に、火災の消火活動による水道水の濁りの発生でございます。

6月2日、先ほどお話をしました総進で発生しました火災の消火活動により、消火栓から一気に大量の水を使用したため、午後8時頃、中央市街地において、水道水に濁りが発生いたしました。

西空知広域水道企業団では、水道水の濁りを解消するため、6月2日午後9時から配水管の濁りを排出する排泥作業を開始し、5日午後には水道水の濁りが収束したことから、5日午後6時頃に排泥作業を終了したところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 日程第7、教育行政報告を行います。  
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和7年第1回町議会定例会以降における、教育行政報告を申し上げます。

最初に、教育委員会関係であります。定例会を3回開催しております。

3月24日の議案第6号、新十津川町学校給食費負担金納入条例施行規則の一部改正についてですが、食材価格の高騰により、令和7年度から学校給食費を増額改定するため、規則の一部改正について議決をいただきました。なお、新小児童及び新中生徒につきましては、子育て支援施策として給食費を無償化いたします。

次に、4月25日の報告第17号、令和6年度滝川市学校適応指導教室利用状況（後期分）についてであります。令和6年10月から令和7年3月までの後期における、ふれあいルームの利用状況は、小中学校児童生徒2名が延べ70日利用した旨、報告いたしました。

また、その他の報告として、新十津川小学校では、令和5年度の卒業生で現在の中学2年生の卒業アルバム制作を札幌市内の業者に発注しておりましたが、印刷を仙台市の斎藤コロタイプ印刷株式会社に依頼したところ、同社のシステムがサイバー攻撃を受け、卒業アルバムに掲載していた氏名及び写真などの個人情報に漏えいした可能性があることが判明したため、4月15日に事案の経緯を文書で、私、教育長名で小中学校の全保護者にお知らせした旨を報告いたしました。

なお、写真と名前はセットになっておりません。また、全国、全道で多くの学校が被害の可能性があり、北海道教育委員会の公表では、空知管内の小中学校では、新十津川小学校を含め10校が対象でありました。

次に、5月30日の報告第24号、令和7年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定についてであります。小中学校で35世帯、52名の児童生徒が認定となり、認定割合は10.7パーセントで、前年対比0.3パーセント減少いたしました。

次に、小中学校関係で、6月1日現在の在籍児童、生徒数ですが、小学校は341人で前年対比5人増、中学校は144人で前年対比9人減、合計485人で前年対比4人減となっております。

また、普通学級は小学校、中学校とも1学年2クラスで、小学校12学級、中学校6学級の合計18学級、特別支援学級は、小学校で肢体不自由学級と言語学級の2学級が増設となり、5学級から7学級となりました。中学校は、3学級で変更ありません。

教職員数は、小学校43人で前年対比3人増、中学校は26人で前年対比1人増となりました。なお、今年度から新小に主幹教諭1人を配置しております。

2ページをお開きいただき、入学式の関係ですが、4月8日午前中に小学校入学式を、午後から中学校の入学式を挙行いたしました。小学校は、新入学児童51人で前年対比12人減、中学校は新入学生徒43人で前年対比4人の減となりました。

小学校行事ですが、5月26日に水土里ネット新十津川に準備をしていただき、5年生が稲作体験として、農業高校実習田で高校生から田植えを学びました。

また、5月31日に大運動会が行われ「強い心を持ち、正々堂々戦おう」のテーマの下、全校児童は皆で力を合わせて取り組みました。

また、放送係のアナウンスがすばらしく、出場する児童は最後まで諦めず、また、応援する保護者や来賓は一生懸命応援するなど、会場が一体となる行事となりました。

中学校行事ですが、5月15日に母村の中学3年生19人、校長、教職員5人の計24人が修学旅行で来町され、中学校体育館で両校3年生による学校紹介やレクリエーションを行ったあと、給食を一緒に食べ交流を深めました。その後、開拓記念館や役場庁舎など、町内施設見学を行ったあと、グリーンパークしんとつかわに宿泊し、翌朝、札幌市へ向かいました。

また、5月30日に体育大会が行なわれ、女子800メートルで3年生の島宗和花さんが、昨年の2年生の新記録に引き続き、3年生の新記録を出しました。

6月5日、体育館で中学2、3年生の代表8人による、少年の主張作文発表会を開催いたしました。また、新十津川農業高校加工専門分会生徒10人と共に、来校した農業クラブ北北海道大会に出場する新十津川農業高校3年の小川茉夕榎さんが、酒米粉を活用したお菓子の製造体験について主張されました。

これは、今年度から青少年健全育成町民会議が解散し、健全育成のつどいが行われなくなったため、中学校全校生徒の学習の一環として開催したものであり、今年度の学校経営の重点である新中と新農高の連携強化を図り、地域と共に作る教育を推進する取組であります。なお、空知地区予選会代表につきましては、後日、学校より生徒に発表されます。

3ページに移りまして、スクールカウンセラーですが、4月18日から年間17回予定しております。今年度から職員を変更し、星槎道都大学専任講師の蛭名美穂氏を招聘いたしました。蛭名氏は、10年以上前にも本町のスクールカウンセラーとして、児童生徒や保護者に寄り合い、実績のある方であります。

小学校特別クラブの加入状況であります。合唱・スクールバンド26人、獅子神楽が10人加入し、5月12日新小で発会式を行い、活動が開始されております。

次に、中学校の部活動の加入状況であります。全生徒の65パーセントに当たる93人が加入いたしました。

教育関係団体の役員構成ですが、PTA連合会の役員でございますけれども、会長には新中PTA会長の松頭力蔵が選任されました。

4ページをお開きいただき、農業高校関係ですが、4月9日に入学式を行い、32人が入学いたしました。前年対比6人減となりました。うち新中出身者は6人です。

学校行事では、5月9日には生徒が実習で育てた花の苗などを販売する春のガーデニングフェアを同校で行いました。

また、5月20日には駅跡地さくら公園花壇へ、また、5月27日には五十嵐威暢美術館かぜのびの花壇の植栽を行なうなど、地域に喜ばれる、美しいまちづくり活動が行われております。

社会教育関係ですが、部活動地域展開といたしまして、3月31日で伝統と実績のある新中剣道部を廃部とし、新十津川尚武会への引継ぎを小泉新中校長と共に上家尚武会会長へ行いました。尚武会の皆さまには、特段なるご理解をいただき地域移行することができました。なお、今年度は、新十津川町9人、滝川市2人、砂川市1人の計12人で少年団活動を行っており、新十津川尚武会として中体連に出場いたします。

また、サッカー部は、滝川江陵中学校を拠点校として、野球部は、滝川3中学校と合同

部活動として活動しております。

6 ページをお開き願います。

スポーツ協会ですが、3月26日に令和6年度にスポーツで貢献、活躍された方を対象とした表彰式が行われました。

パークゴルフ協会の指導者として運営にご尽力されました佐藤悦子氏に貢献賞が、また、野球、剣道、バレーボール、卓球の種目で全道、全国、世界大会で活躍された2団体6個人が表彰されました。

また、5月27日に定期総会が開催され、役員改選で谷口栄理事長、東志和義副理事長が退任され、後任に後木祥一理事長、木下留美子副理事長が就任しております。

7 ページに移りまして、芸術鑑賞事業ですが、3月29日にHBCジュニアオーケストラ、スプリングコンサートがゆめりあホールで行われ、重厚な演奏を披露し、314人の観衆を魅了いたしました。

8 ページをお開きいただき、開拓記念館は、とっぴ子どもゆめクラブに管理していただき、5月1日より開館しております。

次に、アートの森ですが、4月26日のかぜのびのオープンに合わせて、アトリエとして、また、町の応援大使として、本町の芸術文化の振興にご尽力され、今年2月12日にご逝去された、彫刻家でデザイナーの五十嵐威暢さんを偲ぶ献花式が行われ、谷口町長と共に参列し、ご遺徳を偲び、感謝の気持ちを込めて献花を捧げました。地元徳富区をはじめ、町内外から67人の来場者がありました。

また、5月28日には、二胡奏者の福本ゆめ氏と中川真美氏による追悼コンサートが催され、27人の来場者が五十嵐さんを偲びました。

次に、体育施設ですが、今年も雪解けが早かったことから指定管理者と協議し、体育施設のパークゴルフ場は4月25日とオープンを早めて運営しております。その他の体育施設は、4月29日にオープンいたしました。

9 ページに移りまして、社会教育施設の利用状況でございますけれども、農村環境改善センターは利用人数1万6,690人で、前年対比7,527人の増となりました。これは、ドローン講習会や民間業者のイベントなどで利用が増えております。

また、そっち岳スキー場も23万5,148人で、前年対比2万82人の増となりました。令和5年度は、積雪が少なくオープンが遅れ、令和6年度は、積雪もあり予定どおりオープンできたため、12月の利用が伸びたことにより増加いたしました。

10 ページをお開きいただき、高齢者生きがい活動関係ですが、ふるさと学園大学の入学式を5月13日に行いました。今年の入学者は110人で、前年度より5人減となりましたが、今年度新規に12人の方に入学していただきました。

ゆめりあ部会ですが、今年度は8部会、会員は130人で毎週活動を行っております。

図書館関係であります。4月1日からシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社北海道支店が包括業務委託業者となり、新任の施設長を配置し、運営を行っております。

令和6年度の利用状況につきましては、貸出し冊数5万9,845冊で前年対比2,621冊の減、貸出人数は1万109人で、前年対比518人の減となりました。

12 ページをお開きいただき、5月25日、小学生一日図書館体験を行い、5年生3人、6年生3人が親切な接客のマナーを体験いたしました。

以上を申し上げまして、令和7年第1回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。  
ここで、10時55分まで休憩といたします。

（午前10時44分）

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前10時55分）

---

◎報告第1号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第8、報告第1号、令和6年度新十津川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 議長のお許しをいただきましたので、報告の内容の説明を申し上げます。

ただいま上程をいただきました報告第1号、令和6年度新十津川町一般会計継続費繰越計算書の報告について。

令和6年度新十津川町一般会計予算は、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告するものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） ただいま上程いただきました報告第1号、令和6年度新十津川町一般会計継続費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

令和6年度一般会計予算において、継続費の議決をいただいた本事業につきましては、スキー場のリフト制御装置受変電設備を更新するもので、令和6年、7年度の2か年の継続費で進めており、契約書に基づき、令和6年度の前金払いに備え予算計上しておりましたが、受注者からの申し出により、令和6年度の前払いは不要となり、完成後の令和7年度に一括精算払いとなったことから、令和7年度に繰り越しましたので、その報告をさせていただきます。

議案3ページをご覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、そっち岳スキー場管理運営事業。継続費の総額1億3,241万8千円、令和6年度継続費予算現額、残額、翌年度通次繰越額ともに4,920万円で、財源の内訳は、繰越金100万円、町債4,820万円です。

以上、令和6年度一般会計継続費繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議

いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。  
ただちに質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、令和6年度新十津川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第2号の上程、報告、説明及び質疑

- 議長（小玉博崇君） 日程第9、報告第2号、令和6年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

- 町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第2号、令和6年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度新十津川町一般会計予算は、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、内容につきましては総務課長から申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

- 総務課長（久保田篤司君） ただいま上程いただきました報告第2号、令和6年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度一般会計予算において繰越明許費の議決をいただいたものについて、令和7年度に繰り越しましたので、その報告をさせていただくものでございます。

議案7ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、定額減税調整給付金支給事業。金額500万円、翌年度繰越額ゼロです。

定額減税調整給付金の支給が、令和7年度にズレ込む可能性があったため、3月に補正させていただきましたが、令和6年度中にすべて執行できたことから繰越額はゼロとなりました。

同じく、住民税非課税世帯支援臨時給付金支給事業。金額2,576万円、翌年度繰越額146万円、すべて国道支出金です。

繰越の内容は、電気、ガス、食料品等の価格高騰に係る低所得世帯に対し、非課税世帯当たり3万円、子ども1人当たり2万円の支給に係わる経費でございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、道路整備事業は、金額、翌年度繰越額ともに866万4千円、既収入特定財源433万2千円、町債430万円、一般財源3万2千円です。

繰越の内容は、橋本1条通り外道路改築工事で、さくら団地周辺の道路改築に係る経費です。

次に、8款土木費、5項住宅費、公営住宅建設事業は、金額4,680万1千円、翌年度繰越額3,548万1千円、既収入特定財源888万1千円、一般財源2,660万円で、繰越の内容は、さくら団地建設工事に係る旧さくら団地解体工事、移転補償費、さくら団地の外構工事費となります。

合計いたしまして、金額8,622万5千円、翌年度繰越額4,560万5千円、財源内訳は、既収入特定財源1,321万3千円、未収入特定財源は、国道支出金146万円、町債430万円、一般財源2,663万2千円でございます。

以上、令和6年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、令和6年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第3号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第10、報告第3号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第3号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和6年度新十津川町下水道事業会計予算は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、内容につきましては建設課長から申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 千石哲也君登壇〕

○建設課長（千石哲也君） ただいま上程いただきました報告第3号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、本年の第1回定例会において、予算の補正について議決をいただいたもので、令和7年度に繰り越しの措置を行うものでございます。

続いて、報告を申し上げます。

議案9ページをご覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、下水道事業。予算計上額1,373万4千円、支払義務発生額575万円、翌年度繰越額798万4千円。財源内訳につきましては、下水道事業債790万円、一般財源8万4千円でございます。

内容でございますが、石狩川流域管渠改築工事に係る部品や半導体の納品遅れにより、年度内に完成しない状況となったため、繰越の手続を行ったものでございます。

以上、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算繰越計算書の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第4号の上程、報告及び説明

○議長（小玉博崇君） 日程第11、報告第4号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第4号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告するものでございます。

なお、内容につきましては副町長から申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました報告第4号、株式会社新十津川総合

振興公社の経営状況の報告について、ご説明を申し上げます。

お手元の令和6年度第52期事業報告書により、ご説明を申し上げます。

1 ページをお開き願います。

事業報告は記載のとおりで、取締役会3回、監査6回を開催してございます。

続きまして、2 ページ、業務の執行状況をご覧ください。

1、特産品販売事業ですが、売上高は3,188万円、費用2,538万4千円となり、差引き649万6千円の利益となっております。

昨年度の売上と比較いたしますと、ふるさと納税関連で680万円の減、ふるさと納税関連以外の部分では、約160万円の増となっております、差引き522万円の減となっております。

ふるさと納税関連の売上の減は、町から受託しておりました、ふるさと納税受付業務が無くなったことによるものが約230万円、返礼品売上の減によるものが約450万円となっております。

(1)の特産品発送事業は、ゆうパック商品で合計件数1,512件、前年比較4.9パーセントの増となっております。

(2)は、ふるさと納税返礼商品発送で、振興公社発送分のみの記載となります。合計で995件、前年度比較で650件の減、減少が大きいものにつきましては、赤肉メロン2玉・ゼリーセット、グリーンアスパラ・SM2キログラムとなっております。

3 ページをお開きいただきまして、(3) 展示販売等でございますが、町内のイベントに6回、奈良県での催事1会場に出店いたしてございます。

2の物産館レストラン事業につきまして、売上高741万8千円、費用719万4千円で、差引き22万4千円の利益となっております。

昨年度と比較いたしますと、売上は25万6千円の増となりましたが、物価高騰の影響により収益が43万5千円の減という状況となっております。

次に、3、加工事業でございます。売上高4,083万4千円、費用4,546万1千円となり、差引き462万7千円の損失となっております。

各加工品の状況につきましては、(1)から(9)に記載しておりますが、(2)のメロン果肉加工におきましては、メロン原料の入荷が大幅に減少したことに伴い、4 ページ上段の表にありますように、果肉、ピューレの出荷を調整することとなりました。

また、(4) 受託加工のカボチャペースト、角切り加工につきまして、発注元からの取引量減少によりまして、前年同期比較で約12トンの減少となっております。

(9)のお米シロップは、業務用として772キログラムの出荷となり、通年で日糧製パンにご利用いただいております。

次に、5 ページをお開きいただきまして、4、宿泊施設事業でございます。

サンヒルズサライとヴィラトップの2施設がございまして、インターネット予約サイトの新たな契約、宿泊料金及び販売方法の見直し、食事の内容を見直した高単価宿泊プランの企画、販売など、特色ある運営に努めましたが、両施設を合わせた売上は1億2,566万4千円、費用1億2,973万3千円で、差引406万9千円の損失となっております。

宿泊等の利用者は回復してきておりますが、食材や燃料価格の高騰、清掃委託料の値上げ、クリーニング事業者の変更等によりまして、費用が大幅増加となっております。

宿泊の動向でございますが、サライは7,827人で、うち合宿者が2,802人、人員稼働率37.0パーセント、部屋稼働率76.9パーセント、ヴィラトップでは716棟、4,485人の利用があり、部屋稼働率42.1パーセントとなっております。

前年対比で合宿利用者が43人、1.6パーセントの増、一般宿泊利用者は505人、11.2パーセントの増、サライ全体では548人、7.5パーセントの増となっております。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

貸借対照表、損益計算書でございますが、各部門の状況につきましては、今ほど申し上げましたので、全体額のみ申し上げます。

8ページ、下の表、事業別差引収益・営業利益の最下段、計の欄です。

売上高2億4,902万8,854円、費用2億4,944万1,990円、差引利益41万3,136円のマイナスでございます。

前年度と比較いたしますと約96万5千円の増加となっておりますが、コロナ前の令和元年度との比較におきましては、約330万円の減となっております。

8ページ、損益計算書の中ほど、営業利益⑤とあるところですが、先ほどの差引利益の金額となります。

その下、営業外損益の部でございますが、営業外収益の雑収益の内訳につきましては、コロナ対策融資制度利子補給が36万900円、加工センターの電動ハンドリフトを購入した際の補助金20万9千円などがございます。

経常利益⑨に特別利益といたしまして、貸倒引当金3万4千円を戻し入れ、特別損失として、貸倒引当金4万3千円と、先程、雑収益で申し上げました補助金分の固定資産圧縮損20万9千円を差し引きました⑩の額39万4,903円のマイナスが、税引前の純利益となります。

ここから、⑬の法人税等を差し引いた、一番下、マイナス57万4,903円が、当期の純利益となります。

剰余金の処理といたしましては、9ページをお開きいただきまして、一番下の所に、剰余金の処分に関する資料を掲載してございます。

当期利益金マイナス57万4,903円を、前年度繰越利益剰余金に加えました2,339万381円が、次年度繰越利益剰余金となります。

次に、一度7ページに戻っていただきまして、貸借対照表となります。

資産の部でございます。

1、流動資産は、合計で7,617万4,775円。

2、固定資産は、合計986万1,931円で、前年度と比較いたしますと約339万円の増で、加工センターにおきまして、冷凍コンテナ及びこれに付随する冷却ユニット、電動ハンドリフトを購入したことによるものでございます。

3、投資その他資産は511万円。内訳は、すべて出資金でございます。金滴酒造に500万円、滝川酒販協同組合に10万円、北門信用金庫1万円でございます。

資産の部の合計は、9,114万6,706円となります。

次に、負債の部でございます。

1、流動負債は1,775万6,325円で、(2)未払金は、パート従業員の3月分の賃金、(4)預り金は、所得税となります。

2の固定負債3,000万円は、コロナ禍の令和2年6月に運転資金として借入を行った中小企業庁セーフティネット保証制度4号の借入金となります。

次に、純資産の部です。

1、資本金2,000万円。

2、利益剰余金は2,339万381円で、先ほどの令和6年度の純利益と、令和5年度以前の繰越金を加えたものとなります。

負債の部合計と純資産の部合計を合わせますと9,114万6,706円となりまして、資産の部合計と符合いたすこととなります。

以上、報告第4号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

以上で、報告第4号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みとさせていただきます。

---

#### ◎報告第5号の上程、報告及び説明

○議長（小玉博崇君） 日程第12、報告第5号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第5号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告するものでございます。

なお、内容につきましては産業振興課長から申し上げますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

[産業振興課長 鎌田章宏君登壇]

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいま上程いただきました報告第5号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についての内容の説明をいたします。

お手元の第13期事業報告書に基づき、主な内容につきましてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

1の農地中間管理事業関連については、令和6年度中に利用権設定事務は発生しませんでした。

2の多様な担い手の育成支援事業関連では、（1）新規就農者支援は、住宅賃借料支援2名、農業機械運転免許取得支援2名、住宅確保支援1名、就農技術支援1名、受入指導農業者等支援1名、ふるさと就農支援4名を新規就農者等支援規則に基づき、606万2,150円を助成しております。

なお、住宅確保支援は、令和6年度中に2名に対し各50万円を交付しましたが、うち1名が農業従事から離れることとなったため、交付決定を取り消し、全額返還となっております。

(2) 新規就農相談等は、8月に札幌市で開催された北海道新規就農フェアにブース出展を行いました。

新規就農希望者の研修受入体制について、指導農業士の認定を受けた農業者から受入等に係る協力申し出があり、研修を行うこととなった場合の指導協力等をいただけることとなっております。

2ページ、3ページをお開きください。

(3) 農業担い手婚活事業は、12月にオンライン形式による婚活セミナーを実施し、農業後継者3名の参加がありました。

(4) 地域農業振興・担い手育成研修会は、3月に有機農業に関する講演会を開催し、町内外の若手農業者など12人の参加がございました。

3の修得センター事業は、指定管理期間が1年延長となり、令和6年度も運営しております。

サントリーとの契約栽培によるミニトマト純あまについては、病害虫が検出されたハウスの土壌消毒や、連作障害解消のための長ねぎ栽培などの導入により、収量の増加を期待していましたが、夏場の高温等により収穫量は、計画を少し上回る1万5,976キログラムに留まりました。

イチゴについては、けんたろうとゆきララの2品種の栽培を行い、収量は計画どおり302キログラムとなっております。

ブルーベリーは、昨年度同様に実成りが良く、収量は計画を大きく上回る174キログラムとなっております。

育苗品の販売は、例年どおりミニトマト、メロン、長ネギは、ほぼ計画どおりに出荷し、単価の見直しもあり、計画を上回る収益を確保できる見込みでございます。

椎茸は、菌床数を令和5年度の半分に減らし、収穫量は3,502キログラムとなっております。椎茸栽培につきましては、予定どおり令和6年度をもって終了をいたします。

修得センターの指定管理者募集へ1月に応募し、3月の町指定管理者選定委員会において指定候補者に選定されたあと、令和7年第1回町議会定例会で議決を経て指定管理者に指定されております。

4の中山間事業の事務委託は、8集落から業務を受託しております。

5の農作業人材マッチング事業は、農家からの登録が2件、問合せ、マッチングはございませんでした。

4ページ、5ページをお開きください。

こちらは、年間の主な事業経過となっております。

6ページをお開きください。

第13期決算につきまして、ご説明いたします。

貸借対照表をご覧ください。

資産の部、2の固定資産につきましては、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、什器備品の購入総額から、これまでの減価償却累計額278万2,117円を差し引いた償却残でござ

ございます。

資産合計として、718万588円となっております。

次に負債の部、未払費用108万110円は、3月分の燃料費、光熱水費、通信運搬費、消耗品費などでございます。

負債合計では、188万774円でございます。

正味財産の部は、基金が500万円、一般正味財産29万6,585円で、正味財産合計529万9,814円、負債及び正味財産の合計は、資産合計と同額の718万588円でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

こちらは、収入、支出のそれぞれの科目の前年度と対比した増減表になります。後ほどお目通しいただければと思います。

9ページ、10ページをお開きください。

9ページの損益計算書になりますが、総括表は割愛をし、10ページの損益計算書の収入内訳表をご覧ください。

まず、公益事業では、2の運営費負担金収入の決算額は1,724万6,861円で、町が7割、JAピンネが3割で負担し合っているものでございます。

次に、収益事業の内訳では、修得センター事業の収入としてミニトマトや椎茸の生産物販売収入として1,537万2,138円、メロン、ミニトマトなどの育苗品の販売収入として1,104万3,349円、サントリーからの試験栽培協力費102万8千円、その他収入3万9,785円で、計2,748万3,772円。

2の中山間事業は、町内10集落のうち8集落から受託した会計等事務委託料として247万円、委託料は、各集落の交付額の2.5パーセント相当額としてでございます。

農地中間管理事業0円、その他収益事業として、農事組合法人の会計事務委託料5万円、計3,000万3,772円で、収入合計が4,728万8,487円でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

11ページの支出内訳表になります。

はじめに、公益事業の1、多様な担い手育成支援事業は、新規就農者等支援規則に基づく助成事業で、住宅賃借料支援2件、31万5千円、農業機械運転免許取得支援2名、16万7,150円、住宅確保支援1名、50万円、就農技術支援1名、60万円、受入指導農業者等支援1名、48万円、ふるさと就農支援4名、400万円で、計606万2,150円でございます。

公社運営事業は、場長の給料、手当、社会保険料などの人件費、税理士委託料や車両のリース料が主なもので637万1,605円でございます。

次に、12ページの収益事業会計の支出内訳になります。

修得センター事業は、場長以外の常勤2名分の給料、手当、社会保険料及び繁忙期の臨時職員賃金などの人件費として1,332万7,741円、資材、種苗費、肥料、農薬などの消耗品費として990万3,248円、燃料費198万6,232円、このほか椎茸の農協選果手数料など341万7,077円で、計3,234万8,778円となっております。

2の中山間事業109万1,533円は、受託した会計等事務実施に係る事務経費でございます。公益事業、収益事業を合わせた支出合計は4,694万2,924円でございます。

9ページに戻っていただきまして、ページ下段の公社の事業全体の収支につきましては、収入合計4,728万8,487円、費用合計4,694万2,924円、差引き34万5,563円のプラスとなっ

てございます。

以上、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についての内容の説明を終わります。

○議長（小玉博崇君） 内容の説明を終わります。

以上で、報告第5号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みとさせていただきます。

---

◎議案第24号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第24号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第24号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

18ページをお開きください。

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 窪田謙治君登壇〕

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいま上程いただきました議案第24号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正に係る特定地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が対象となりますが、本町には該当する事業所等はありません。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表、1ページをご覧ください。

第37条第1項は、利用定員について規定しているもので、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認めるものを加えるため、第42条第3項と改めるものです。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携について規定したもので、同条第1項中は、項ずれを改めるものです。

2ページに移りまして、同条第1項第1号は、保育内容支援と略語を定めたものです。

同項第3号につきましては、項ずれを改めるものです。

同条第2項は、保育内容支援による見直しについて規定するもので、保育内容支援に係る連携協力について、町長が連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の第1号及び第2号の要件をすべて満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとするものです。

3ページに移りまして、同条第3項は、保育内容支援連携協力者について規定するものです。同条第4項は、代替保育に係る連携協力の見直しについて規定するもので、特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その特定地域型保育事業者に代わって提供する保育である代替保育に係る連携協力について、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合の要件を、すべてを満たすと認めるから、いずれかを満たすに改めるとともに、2項を新たに追加したことにより、前項第2号を第1項第2号に改めるものです。

また、次の第1号及び第2号で、代替保育に係る連携施設を確保しないことができる要件を規定しております。

同条第5項は、代替保育連携協力者について規定したもので、第1号は用語の整理をしたものです。

4ページに移りまして、同条第6項第1号については、同法を、同法附則に改めるものです。同条第7項から第11項は、項ずれを改めるものです。

5ページに移りまして、附則第5項は、連携施設に関する経過措置について規定するもので、連携施設を確保しないことができる期間を10年から15年に延長するものです。

議案をご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、議案第24号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第24号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第25号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第25号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

20ページをお開きください。

提案理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 窪田謙治君登壇〕

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいま上程いただきました議案第25号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回の改正に係る家庭的保育事業とは、許可を受けて、家庭的保育者の居宅等で、0歳から3歳未満の乳幼児を最大5人まで保育を行う事業であり、本町には該当する事業所等はありません。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表、7ページをご覧ください。

第7条第1項第1号につきましては、保育内容支援と略語を定めたもので、同項第3号につきましては、項ずれを改めるものです。

8ページに移りまして、同条第2項は、保育内容支援による見直しについて規定するもので、保育内容支援に係る連携協力について、町長が連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、次の第1号及び第2号の要件をすべて満たすと認めるときは、当該連携施設を確保しないことができることとするものです。

同条第3項は、保育内容支援連携協力者について規定するものです。

同条第4項は、代替保育に係る連携協力の見直しについて規定するもので、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等に代わって提供する保育である代替保育に係る連携協力について、町長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合の要件を、すべてを満たすと認めるから、いずれかを満たすに改めるとともに、2項を新たに追加したことにより、前項第2号を第1項第2号に改めるものです。

また、9ページに移りまして、次の第1号及び第2号で、代替保育に係る連携施設を確

保しないことができる要件を規定しております。

同条第5項は、代替保育連携協力者について規定したもので、第1号は用語の整理をしたものです。

同条第6項及び第7項は、項ずれを改めるものです。

10ページに移りまして、附則第4項は、連携施設に関する経過措置について規定するもので、連携施設を確保しないことができる期間を10年から15年に延長するものです。

議案をご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、議案第25号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第25号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第26号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第26号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第26号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

下段でございます。提案理由でございます。

国民健康保険税について、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う課税限度額等の改定を行い、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 佐藤武久君登壇〕

○住民課長（佐藤武久君） ただいま上程いただきました議案第26号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げ、この2点でございますが、いずれも地方税法施行令の一部改正に伴い改正をするものでございます。

内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明いたします。

11ページをご覧ください。

第2条の改正でございますが、これは、課税限度額の引上げに関するものでございまして、第2項につきましては、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものでございます。

次に、第21条の改正でございますが、これは、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げに関するものでございまして、第1項各号列記以外の部分の改正につきましては、減額をした後の課税限度額を、基礎課税額については65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額については24万円から26万円に引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表の12ページをお開きください。

第1項第2号につきましては、税額の5割軽減をする場合の軽減判定所得の基準額に関する規定でございますが、その算定上、世帯の被保険者等の数に応じて加算される額を29万5千円から30万5千円に増額し、当該基準額を引き上げるものでございます。

第1項第3号につきましては、税額の2割軽減をする場合の軽減判定所得の基準額に関する規定でございますが、第2号と同様に、世帯の被保険者等の数に応じて加算される額を54万5千円から56万円に増額し、当該基準額を引き上げるものでございます。

最後に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

第1項で施行日を公布の日からと定め、第2項では、改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定してございます。

以上、議案第26号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第26号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時15分まで休憩といたします。

(午前11時56分)

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時15分)

---

◎議案第27号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第27号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第27号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

令和7年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,541万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,763万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

なお、議案24ページから28ページまでが第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

29ページは、第2表債務負担行為補正追加で、雨竜町で実施中の新雨竜2期地区国営土地改良事業負担金について、事業期間が1年延伸となったことで生じる額を限度として負担するものでございます。

これ以降の内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第27号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

はじめに、このたびの補正の概要についてですが、歳入では、町税の賦課額決定による財源の調整など、歳出においては、昨年度執り進めました 定額減税調整給付金の支給額に不足がある方への支給経費の計上、国の農業関係の補助金が採択されたことに伴う予算措置、除雪作業機械の修繕費用の計上などとなっております。

それでは、補正の内容につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、42、43ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額1,983万1千円。財源は、国道支出金2,014万6千円、一般財源31万5千円の減額で、国道支出金の内訳は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が、補助率10分の10で1,981万6千円、障害福祉システム改修事業費補助金が補助率2分の1で33万円となります。

内容を申し上げます。

5番、総合行政システム管理事業66万円は、本年10月から障害者の就労系福祉サービスに就労選択支援が創設されることとなっておりますが、予算編成時にシステム改修の詳細が示されておらず、3月末にその内容が示されたことから、本町の障害福祉サービスシステムの改修費用を計上するものでございます。

16番、定額減税調整給付金支給事業1,917万1千円。昨年度実施いたしました調整給付金の支給は、令和5年の所得等を基に推計した令和6年分推計所得税額により給付額を算定することとなっていたため、再度、令和6年分の所得税確定額を用いた算定を行いまして、当初給付額との間に差異がある方に不足分を支給するものでございます。

また、制度に一部変更がございまして、本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であった青色事業専従者、白色事業専従者といった方についても、一定の条件に当てはまる

場合、支給の対象となりうることとなったことから、これらの方への支給分として必要となる事業費を計上するものでございます。

予算計上額は、当初の給付額との間に差が生じた方分として、300人分で1,080万円、制度変更に係る分として200人分で800万円となっております。

事業費以外では、事務費として、郵送料、振込手数料など、全体で101万6千円を見込んでおりますが、会計年度任用職員4か月分の任用経費64万5千円につきましては、48ページの13款職員費での計上となっております。

続きまして、44、45ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額733万3千円。財源は、すべて国道支出金で農地利用効率化等支援事業交付金222万7千円、みどりの食料システム戦略推進交付金510万6千円となります。

内容を申し上げます。

18番、農地利用効率化等支援事業222万7千円は、地域の中核となる担い手農業者が、融資を受けて経営改善に必要な農業用機械や施設の導入を行う場合に、国の補助金が交付されるもので、本年4月に1経営体が採択となったものでございます。

導入する農業機械は、直装式のレーザーレベラーで、補助率は30パーセント、町を經由して農業者に補助金が交付される仕組みとなっております。

次に、19番、みどりの食料システム戦略推進事業510万6千円。みどりの食料システム戦略は、農林水産業の生産力向上と持続可能性の両立を目指す国の戦略で、このたびの補正は、この戦略の推進に向けた事業メニューのうち、本町が申請しておりました有機農業拠点創出・拡大加速化事業、有機転換推進事業の2事業が、本年4月に採択となりましたので、予算計上を行うものでございます。

初めに、有機農業拠点創出・拡大加速化事業でございます。有機農業の生産から消費までを一貫して推進する拠点を創出し、地域ぐるみで有機農業を拡大することを目的とするもので、近年の環境保全型農業への関心の高まりといったものを背景に、本町においても、今後の農業経営の選択肢の一つとして、有機農業等を中心とした環境保全型農業を視野に入れていくことが必要であるとの考えの下、本年2月に、町、JAピンネ、新十津川みどり農業研究会の3者を構成員とした新十津川町有機農業推進協議会を設立したところであります。

今後は、この協議会を母体として、環境保全型農業の推進に向けた取組を進めることとなりますが、今年度においては、まず、5年後の有機農業の目標を定める有機農業実施計画の策定に向けた調査、研究、普及促進活動を展開することとしております。

協議会が予定している事業内容につきましては、道内外の先進地調査に215万4千円、有機農産物のPRに16万8千円、生物環境調査に100万円、普及促進活動としての講演会等に85万3千円など、全体で437万6千円、事業費の全額が交付金の対象事業として、町を經由して協議会に交付されることとなっております。

次に、有機転換推進事業につきましては、従前の栽培方式から、新たに有機農業に転換する初年度の農地に対して、10アール当たり2万円の助成が受けられるというものでございます。

今回の有機農業への転換作物は水稻で、面積365アール、交付金額にして73万円が町を

経由して、お二方の農業者に交付される仕組みとなっております。

続きまして、46、47ページになります。

8款2項1目道路維持費。補正額760万8千円。財源は、すべて一般財源となります。内容を申し上げます。

3番、道路維持車両管理事業760万8千円は、除雪ドーザのタイヤ購入に250万8千円、ロータリ除雪車の修繕に510万円を計上したいとするものです。

除雪ドーザのタイヤ購入につきましては、平成26年に導入した11トンドーザ用の冬タイヤでございまして、令和2年に交換を行い、次回、令和8年度の更新を計画しておりましたが、劣化が進み、ひび割れが生じていることから、今年度において更新することとしたものでございます。

ロータリ除雪車の修繕につきましては、平成25年導入の除雪車で、シュート部の伸縮動作不良、オーガ部の空回り発生等の不具合が生じておりまして、今年度の除雪に向けて修繕を行いたいとするものでございます。

4項1目都市計画総務費。補正額5千円の減額は、財源は、すべて一般財源となります。内容を申し上げます。

5番、下水道事業会計負担金5千円の減額は、下水道事業会計において、財源更正を行ったことによりまして、負担金額に変更が生じたものでございます。

以上が、歳出の説明となります。

次に、歳入の説明に移ります。

歳入は、議案書、32ページから41ページとなりますが、特定財源につきましては、歳出のところでご説明いたしましたので、一般財源についてご説明をいたします。

32、33ページをご覧ください。

1款1項町民税、1目個人。番号1番、現年課税分9,800万円は、令和6年度の所得が確定し、令和7年度個人町民税の収入見込みが、当初予算を大きく上回る見込みとなったことから増額補正するものでございます。

主な要因といたしましては、農業所得において、令和6年産米の取引価格が高くなったこと、給与所得では、深刻な人手不足と物価高騰を背景に、企業の賃金が上昇したこと、年金所得では、年金額の改定によりまして、2.7パーセントの引上げが行われたことなどがあげられます。

所得区分ごとの税額の増減についてでございますが、税額は、個人所得の合算額から所得控除額を差し引いて算出する関係上、例えば、農業と給与、農業と年金など、複数の所得がある方の税額を、それぞれの区分に分類することが出来ませんので、参考までに、税額算出の基となる所得額の主なものについて申し上げたいと思います。

まず、農業所得額につきましては、約27億3,000万円で、前年比325パーセントでございます。給与所得額は、約65億4,000万円で、前年比106パーセント、年金所得額は、約7億8,000万円で、前年比107パーセントといった状況となっております。

次に、38、39ページをご覧ください。

19款1項1目基金繰入金です。番号1番、財政調整繰入金9,061万円の減額は、町税の増額分を主とする財源調整として減額補正を行うものでございます。

40、41ページをご覧ください。

21款4項5目雑入です。番号53番、下水道事業会計返還金54万3千円は、下水道事業会計において、超過納付の状態でありました令和5年度分の消費税が、更正申告により還付されましたので、一般会計が負担していた分として返還を受けるものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第27号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第28号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第17、議案第28号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第28号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,667万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、52ページから53ページまでが、第1表歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

内容につきましては副町長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第28号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

はじめに、このたびの補正の概要についてですが、歳出では、国民健康保険システム改修費用の計上、歳入では、前年所得の確定に伴う国民健康保険税の補正などが主なものとなります。

それでは、補正の内容につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、58、59ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費。補正額220万円。財源は、すべて国道補助金で、デジタル基盤改革支援補助金となります。

補正の内容ですが、1番、国保総務事務220万円は、国民健康保険事務のガバメントクラウド移行に伴うシステム改修費用を計上するものでございます。当初予算編成時に示されておりませんでした一部の作業項目が3月に公開されましたので、これに沿った改修を進め、10月からのネットワーク疎通確認に備えたいとするものでございます。

次に、歳入の説明に移ります。56、57ページをお開きください。

一般財源分のみ説明いたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税。補正額3,904万8千円。前年所得の確定に伴い、1節から3節まで、それぞれの賦課額が確定いたしましたので、見込額に合わせて増額補正をするものです。

なお、令和7年度の国民健康保険税率につきましては、昨年度と変わりはありません。

次に、5款2項1目国民健康保険事業基金繰入金3,904万8千円の減額については、国民健康保険税の増額に伴う財源調整となります。

参考までに、予算額全額を繰り入れた場合の国民健康保険事業基金残高でございますが、約2億850万円となる見込みとなっております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第28号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第29号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第18、議案第29号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第29号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号。

令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

予定収入及び予定支出の補正。

第1条、既定の収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を第1表予定収入及び予定支出補正のとおりとする。

企業債の補正。

第2条、企業債の変更は、第2表企業債補正による。

他会計からの補助金の補正。

第3条、下水道事業の運営経費に充てるために、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、既決予定額から5千円減額し、1億1,304万円とする。

なお、内容につきましては副町長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第29号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号の内容をご説明申し上げます。

内容の説明を申し上げます。62、63ページをお開き願います。

第1表、予定収入及び予定支出補正により、ご説明をいたします。

初めに、62ページの収益的収入及び支出です。

収入。

1款3項1目過年度損益修正益54万3千円の増額は、令和5年度の消費税確定申告の更正を行ったことによる消費税の還付金となります。

公営企業会計移行前の農業集落排水事業特別会計は、免税事業者の取扱いを受けておりましたので、移行前に借り入れした地方債償還金に対する一般会計からの繰入金は、仕入控除額から差し引く特定収入に該当しませんが、特定収入に含めての計算がなされていたことから、昨年12月に更正の手続きを進め、本年5月19日付で決定されたものでございます。

次に、支出でございます。

1款4項1目過年度損益修正損に54万3千円。今ほどの更正により還付されました消費税分については、一般会計から繰り入れられたものであることから、これを一般会計へ返還するための予算を計上するものでございます。

次に、63ページ、資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、財源更正となります。

当初予算で計上しております、みどり中継ポンプ場外電気設備更新工事に係る社会資本整備総合交付金が、予定額を下回って内示されたことから、下水道事業債との財源更正を行うものでございまして、1款1項1目企業債に840万円を増額補正し、2項1目他会計補助金が5千円の減額、3項1目国庫補助金が839万5千円の減額となります。

次に、64ページをお開きください。

第2表、企業債補正変更でございます。

財源更正により、下水道事業債の起債限度額を3,760万円から4,600万円に増額したいとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上、下水道事業会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第19、議案第30号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第30号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、総合健康福祉センター生甲斐ホール舞台機構改修工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金1億1,330万円。

5、契約の相手方、札幌市中央区北1条西7丁目1番1号、三精テクノロジーズ株式会社札幌営業所、所長、小田川宏司。

次の66ページをお開きください。

参考資料として、見積業者名、そして、工事の概要が記載されてございますので、お目通し願います。

なお、履行期限は、令和9年3月10日を予定しております。

以上申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木康裕君） ただいまの説明にあった履行期限が令和9年3月10日までと、非常に長いこの理由は何でしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは、8番議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回の舞台装置、吊物装置がメインでございますが、手動の吊物と電動の吊物がございまして、電動の吊物については、事前に製作期間を含めて設置まで16か月かかるということから、2か年にわたっての事業になるということでございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第20、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第31号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、総合健康福祉センター照明器具LED化改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金6,446万円。

5、契約の相手方、末廣屋・山崎特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央71番地10、末廣屋電機株式会社新十津川営業所、所長、橘優人。構成員、樺戸郡新十津川町字中央12番地81、有限会社山崎電気、代表取締役、山崎正賀。

次のページをお開きください。

参考資料として、1、指名業者名、2、工事の概要が記載されてございますので、お目通し願います。

なお、履行期限は、令和7年12月10日を予定しております。

以上申し上げます、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第21、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第32号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます

1、契約の目的、文京西4線外舗装改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字弥生。

4、契約金額、金1億1,880万円。

5、契約の相手方、遠藤・新十津川建設運輸特定建設工事共同企業体。代表者、樺戸郡新十津川町字中央39番地38、株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。構成員、樺戸郡新十津川町字中央41番地26、株式会社新十津川建設運輸、代表取締役、三戸正志。

次のページをお開きください。

参考資料として、1、指名業者名、2、工事の概要を記載してございますので、お目通し願います。

なお、履行期限は、令和7年12月20日を予定しております。

以上申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第22、議案第33号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第33号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、橋本1条通り外整備事業橋本1条通り外道路改築工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金7,722万円。

5、契約の相手方、権戸郡新十津川町字中央39番地38、株式会社遠藤組、代表取締役、那須和人。

次のページをお開きください。

参考資料として、1、指名業者名、2、工事の概要が記載されてございますので、お目通し願います。

なお、履行期限は、令和7年12月10日を予定しております。

以上申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第23、議案第34号、財産の取得についてを議題といたします。提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第34号、財産の取得について。町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

- 1、名称及び数量、小学校校務用パソコン機器一式。
- 2、取得の目的、機器の老朽による更新。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、取得価格、金1,276万円。
- 5、契約の相手方、札幌市中央区南20条西10丁目3番5号、株式会社つうけんアクティ

ブ、代表取締役、谷原信和。

次のページをお開きください。

参考資料として、1、指名業者名、2、財産の規格等が記載されてございますので、お目通し願います。

なお、納入期限につきましては、令和7年8月17日を予定しております。

以上申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日並びに11日は、議案調査のため休会となっております。

12日は、午前10時から本会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

(午後2時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第2回新十津川町議会定例会

令和7年6月12日（木曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 経済文教常任委員会審査報告  
委員会報告第2号 請願第1号（国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願）  
陳情第1号（ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情）
- 第4 請願第1号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願
- 第5 陳情第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情
- 第6 議案第24号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第25号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第26号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第27号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第28号 令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第29号 令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第1号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第12 発議第1号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第13 発議第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第14 議員の派遣について
- 第15 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（9名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大嶋光敬君	7番	杉本初美君
9番	樋坂里子君	10番	西内陽美君
11番	小玉博崇君		

◎欠席議員（1名）

8番 鈴井康裕君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君
教育委員会事務局長	小松敬典君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 坂下佳則君

---

◎開議の宣告

○議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、西内陽美議員。1番、加藤敏晃議員。両議員を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（小玉博崇君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、配付してあります通告表の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、10番、西内陽美議員。登壇の上、発言願います。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告第一につきまして、町長に一般質問をいたします。

質問は、今後の都市公園の在り方についてでございます。

都市公園の樹木に関して、その樹木の種類や成長の度合いなどによる適時の消毒や剪定など、町が担うべき維持管理のサイクルが適切に行われているとは考えがたい状況が窺えます。また、行政区内に設置されております街区公園では、おい茂った樹木にカラスが巣を作り住民を攻撃したり、樹木による花粉症などの健康被害が発生したという苦情も伺っております。

公園の維持管理につきましては、新十津川町公園施設等長寿命化計画に基づき管理されているとのことですが、現在、この計画には都市公園の樹木の管理は盛り込まれていないとのことであります。

公園内に植えられている桜や白樺などの樹木も、遊具やベンチ、芝生、広場などと同じく公園の一部であり、公園全体の環境はもちろんのこと、公園を含めた一体的な住環境をつくる上で、樹木の適正な維持管理は必要であると考えます。

以上のことから、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、公園樹木の管理方針についてお伺いいたします。

前段でも触れましたが、新十津川町公園施設等長寿命化計画には盛り込まれていない公園の樹木の維持管理について、今後どのような管理をしていく方針なのか、町長のお考え

をお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。  
町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めましておはようございます。それでは、10番議員の一つ目の質問にお答えしたいというふうに思います。

まずは、今年度策定いたします公園長寿命化計画についてのご説明をさせていただきます。

公園施設長寿命化計画は、都市公園の遊具やベンチ、フェンスなど老朽化する適正な施設点検を行い、公園施設の長寿命化対策を行う計画であります。

本町の都市公園は、平成26年度に10か年計画で公園施設長寿命化計画を策定し、遊具などを中心に整備を行ってまいりました。しかし、今後もベンチやフェンスなどの施設の改築、更新を進めていく必要があることから、今年度、令和8年度から10年間の公園施設長寿命化計画を策定し、施設整備を行うこととしております。

さて、公園樹木について触れさせていただきますと、地域における景観の向上では、緑化の推進、四季折々の美しさの演出、さらには、木陰の形成は潤いある空間をつくり、また、環境保全では、熱を吸収し温度を下げる効果や大気汚染物質を吸収し、空気の質を改善するなど多岐にわたる役割を担っております。またその一方、近年では樹木にカラスの巣が作られ住民が威嚇、攻撃されたことや、秋になると落ち葉が自宅まで飛んで来て処理に困っているなど、樹木に対する苦情、要望が本当に数多く寄せられているのも認識しております。

公園樹木の維持管理につきましては、都市公園等管理業務という業務を発注いたしまして、月1回、委託業者が樹木の状態を確認し、必要に応じて、病害虫の防除や危険な枝払いなどの維持管理を行っております。さらには、公園樹木全体の剪定作業については、約15年前から始め、約5年に一度の周期を目途に行ってまいりました。しかし、公園樹木は約1,400本ございまして、さらにその当時から見ますと樹木が大きく育ったこと、そして、近年の人件費及び物価高騰により剪定費が増嵩しているため、財政状況を鑑みると、これまでと同様に同じ周期で剪定作業をすることが難しくなっているのも事実でございます。

今後の公園樹木の維持管理につきましては、引き続き委託業者による防除や危険な枝払いをすることを基本とし、そして、樹木の剪定作業については、樹木の健全な生育を維持しつつ、剪定費の高騰などを踏まえ、行政区と協議しながら管理方法を検討し、公園樹木の維持管理の適正化に努めていきたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、10番議員の一つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（西内陽美君） 議長。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいまの答弁に対して、再質問をいたします。

再質問といたしまして、街区公園の樹木の状態の調査や、計画的な管理を継続する費用を植栽管理費として都市公園等管理事業の中に設定することについて、お考えをお伺いいたします。

ただいま町長からは、公園樹木については、新十津川町公園施設等長寿命化計画には含

まれてはませんが、維持管理の適正化に努めていくとのご答弁がありました。

しかし、樹木の管理は、防除や危険な枝払いを基本として現行どおり実施していくものの、選定作業については、現在の作業サイクルを続けることが難しいというご答弁もありました。

街区公園は、その地域に居住する住民によって清掃や草刈りなど日常的な管理はされていますが、都市公園が持つ機能や目的といった根拠によって植えられた樹木を、いくら住民の手に負えないからといって住民が切ることは都市公園法や新十津川町都市公園の設置及び管理に関する条例で禁じられています。公園の樹木を健全な状態に管理するのは、やはり町の責任です。

樹木の剪定は約5年の周期で行っているというご答弁でしたが、そのサイクルがすべての公園に対して一様に一律に行われているということはないのでしょうか。

昭和50年代から平成10年代にかけて設置されました街区公園は、その設置年数によっては既に大木した樹木が過密化している公園もあれば、そうではない公園、元々樹木の数が少ない公園もあります。管理作業の感覚ですとか、優先順位の見極めというのは求められるものだと思っております。

街区公園が設置されている行政区との協議を行い、間伐、樹木の間引きですとか剪定など要望を聞き取った上で、樹木の状態を調査して、管理方法の見通しを立てた後に、樹木の健全な育成を維持していくために、適切なサイクルによる選定業務を含めたその費用を植栽管理費として、しっかり都市公園等管理事業の中に設定して確保していくということが望ましいと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） ただいまの10番議員の再質問についてお答えしたいというふうに思っております。

今ほど申し上げられしたとおり、管理サイクルについては、本当に5年に一遍という、単純とは言いませんけれどもそういったサイクルの中で、大きい公園小さい公園、そういった中で財政のことも考えながらサイクル的にはやってきたので、そのサイクルが今までですと、いろいろなことで手が行き届かなくて町民の皆さん、地域の住民の皆さんにいろいろなご不便や心配、危険を感じさせてしまったということについては、本当に申し訳ないというふうに思っております。

最初、冒頭の1回目の質問の答弁にもありましたとおり、基本的な業者委託につきましてはそういうふうにやっていきたいというふうに考えておりますけれども、ただ、後ほども出てくるのかもしれませんが、行政区には公園管理をお願いしている部分もありますので、行政区の皆さんと協議をして、先ほど申し上げました、いろいろなサイクルや、過密している公園そうじゃない公園も含めて、いろいろと地域の声をまとめながら、令和7年に管理の方向性を見据えて、行政区と打ち合わせして進みたいというふうに思っております。

今回、先ほど話もしましたが、公園の長寿命化計画で、各行政区の公園、樹木以外については、各行政区にいろいろとお話を伺いながら計画を立てていくということに決めておりますので、その中で樹木についてもいろいろなご意見をいただいて、状況やそう

いったものを踏まえながら、長寿命化計画は長寿命化計画で立てるんですけれども、その一方で、公園樹木の管理の方法については、改めてその中で決めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○10番（西内陽美君） はい。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいまの答弁によりまして、今後の樹木の管理等につきましては行政区としっかり協議しながら、剪定のサイクルですとか、そういった在り方について打ち合わせを十分されていくということをお伺いいたしました。そのことは理解いたしましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） それでは、2点目の質問をいたします。

2点目は、公園維持管理に対する住民意見聴取の考えについてお伺いいたします。

街区公園は、様々な行政区に設置されており、公園に対する考えもそれぞれあります。公園の維持管理に対する住民の意見を広く聞き取るお考えはおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは10番議員の2番目の質問にお答えをしたいと思います。

街区公園の維持管理は、平成17年度までは、草刈、清掃などの維持管理を町が管理業者に直接委託して行っておりましたけれども、行財政改革の取組を、当時の行政区長の方々などと検討していく中で、地域が自ら行う活動として、行政区協働事業を創設しました。その事業の一つ、公園環境等維持事業の中で、街区公園の草刈り、清掃、落葉拾いなどの維持管理を行政区に行っていただいております。

お陰さまで街区公園は、地域の皆さまのご協力によりまして、大変きれいな環境となっております。また、維持管理経費の節減にも大きく寄与されてますことに、この場を借りて感謝申し上げますところでございます。

しかし、近年では区の役員や区民の高齢化、そして、定年後も仕事をしている方が多くなっていることから、地域活動への参加者が減少しているなどの理由により、街区公園の維持管理が重荷になってきていることや、管理方法に疑問を持たれる方がいらっしゃるというふうなことも認識しております。

街区公園の維持管理につきましては、行政区協働事業として行政区に実施していただいておりますので、今後につきましても、行政区と現在の管理方法の確認や今後の見通しなどの協議をしていくことを基本として、街区公園の維持管理に関する住民からの意見要望の聴取につきましては、直接役場に届くものにつきましてはお受けするのは今までどおりでございますが、改めて何かこちらからうかがうとかということについては、やはり管理されている行政区を通じて行うことが良いだろうというふうに考えております。

以上、10番議員の2番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（西内陽美君） 議長。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいまの答弁に対し再質問をいたします。

再質問は、都市公園の維持管理、作業方法に関する指針についてお伺いいたします。

ただ今のご答弁では、住民からの意見や要望は、公園の維持管理を行っている行政区を通じて聴取をするということでした。高齢化が進んでいる状況では、管理しやすい公園を、そして、子育て世代の転入で小さなお子さんが増えている状況では、子どもを安全に遊ばせられる公園をなどと、視点によって要望も変わってきます。

都市公園の維持管理や作業方法に関する規制やマニュアルなどは、住民に周知されている状況ではありませんので、そこから派生する疑問や意見もあるかと考えます。

ただいま町長からも答弁がございましたが、公園の維持管理につきましては、やはり行政区全体の合意形成を基によって実施されるものでありますから、そういった誤解から生じる疑問や意見を生じさせないというそういった工夫が重要だと考えます。

まず、こういった都市公園の維持管理、作業方法に関する指針といったものを、住民に広く周知されるというお考えはおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、10番議員の二つ目の再質問について、ご答弁申し上げます。

ただいまいろいろところで公園のニーズの変化ですとか、そういったことをお知らせいただきました。我々も管理方針については、本当に細かいところまでは用意はしておりませんので、ざっくりとした先ほど申しました、区には、草刈りだとか清掃だとか、落ち葉拾いですとか、そういったことをこういう頻度でお願いしますっていうことのみをお伝えしていたところであります。

ただ、行政区には既にお伝えしてるのですけれども、例えば、区の役員さんが代わったりとか、そういった中で後々に引き継がれている話かどうかというところも我々としても確認はしていなかったものですから、今回、そういったことの意味を受けまして、街区公園の管理状況やお困りごとを、先ほどの話の続きにもなるんですけれども、行政区とお話をさせていただいて、それで、毎年、区の行政区の役員さんが代わる1月に、こういった共同事業を一般的なものをお願いするっていう立場でお願いすることになるんですけれども、その中で公園樹木の管理ですとか、公園全般の管理ですとか、そういったことのお知らせをしていきたいなというふうに考えております。

そして、行政区、そして区民の皆さまにも納得していただいて、ご理解いただいて、公園管理を進めていきたいなというふうに思っておりますので、広く住民に対する周知をするっていう意味では、広報を通じてやりたいとは思いますが、まずは行政区とそういった中で、きちっとそういう管理方法の水準だとか、指針だとかを確認をさせていただいて、その中で先ほど申しましたとおり、何かあれば住民の方も行政区に問い合わせただく、役場に直接問い合わせただくことも可能ですけれども、そういったことでよりよい公園作りを目指していきたいなというふうに考えております。

以上申し上げます、10番議員の2番目の再質問の答弁とさせていただきます。

○10番（西内陽美君） 議長。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいまのご答弁によりまして、毎年1月には公園の管理について、行政区に対してそういったものをお示しいただく、また、町の広報を通じて、広く町民の方にお知らせをいただくというご答弁いただきましたので、その点については理解いたしました。

それで、公園維持管理に対する住民意見聴取の考え方につきましては、理解できましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） それでは、3点目の質問をいたします。

3点目は、歴史的価値のある中央公園の整備についてお伺いいたします。

中央公園には遊具があっても、木がうっそうとしていて見通しが悪い。子どもを遊ばせるのには不安だ。不審者が潜んでいてもわからないのではないか。トイレが暗く、外れにあるので使いづらい。公園や開拓記念館への入口が分かりづらいなどのご意見があります。

中央公園は、明治23年の開拓発祥地として歴史的に重要な菊水公園に隣接しており、本町にとっては特別な価値を有する区域です。一般的な公園維持管理にとどまらず、開拓記念館を含めて、景観、訪れる人を誘導する動線、菊水公園との接続性を考慮し、総合的な整備を検討すべきと考えます。

中央公園一帯が持つ歴史的価値を踏まえた公園整備についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは10番議員の3番目の質問にお答えいたします。

中央公園は、本町開拓の歴史と重なり、本町にとってとても重要な場所に整備された公園であります。

国道275号と面し、札幌方面から来られる方を本町市街地に迎え入れる最初の場所でもあり、また、菊水公園は開拓のため、移住者が新十津川町に初めての一步を踏み入れた歴史ある土地でございます。

さらには、本町の開村の歴史を知ることができる開拓記念館が隣接する歴史的価値のある重要なエリアでもあります。

中央公園はそういった中で、周囲500メートル圏内の地域周辺住民が利用する公園、いわゆる近隣公園というくくりのレクリエーションや自然とふれあいの場所、潤いある都市景観の形成、そして、災害時の広域避難場所など多様な機能の役割を担っている公園でもあります。

しかし、昭和58年の一部供用開始から40年以上が経過し、施設が老朽化したことから、平成24年からの遊具などを更新し、また、樹木が成長し繁茂してきたため、平成29年には中央公園全体の大規模剪定を行い、その後も施設修繕、枯損木を取り除くなどの維持管理を行ってまいりました。

一方で先ほども述べられたとおり、開拓記念館の利用者を含めた方から、駐車場がわかりづらい、入口がわかりづらいというような苦情もいただいております。

今申し上げましたとおり、公園全体が老朽化していること、また、当時の想定した利用

者ニーズが変化してきたことなども、私も中央公園を再整備しなければならない、そういう必要があるというふうに考えております。

以上のことから、中央公園の再整備につきましては、本町の市街地中央にあり、町外からの来訪者の目に触れる重要な公園で、歴史的価値のある場所にあることから、利用者、公園利用者のニーズを踏まえながら、開村の歴史を伝える開拓記念館及び菊水公園との連続性も考慮した上で、中央公園の再整備を検討していきたいと考えております。

以上申し上げまして、10番議員の3番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（西内陽美君） 議長。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいまの答弁によりまして、中央公園一帯は歴史的価値のある重要なエリアであると認識されていらっしゃることや、開拓記念館、菊水公園との連続性も考慮して、再整備を検討されるというご答弁をいただきましたので、3点目の質問につきましては、理解できましたので終わらせていただきます。

これもちまして、通告第1、今後の都市公園の在り方についての質問を終わります。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） 次に、通告第2につきまして、教育長に一般質問をいたします。

質問は、小中一貫教育と学校施設の在り方についてでございます。

現在、本町では、小中学校間での連携により、小学校の段階からの教科担任制や、小中学校間での教員の乗り入れ事業などを導入して、児童の中学校進学への不安を取り除くほか、進学後の学習のつまずきの解消などに取り組まれています。

本年3月、教育長は、第1回町議会定例会で示されました、令和7年度教育行政執行方針の中で、小中一貫教育を推し進めていくと。小中連携教育を行ってきました本町の教育行政において、初めての小中一貫教育について述べられました。

このことから、次の2点を質問させていただきます。

まず一点目は、小中一貫教育の進め方についてお伺いいたします。

小中連携教育の究極の形とまで言われる小中一貫教育は、文部科学省によって、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育と定義づけされています。

小中一貫教育には、義務教育期間9年間の長期的なカリキュラムによる教育内容や学習活動の向上、小学校から中学校への円滑な接続による、いわゆる中1ギャップの解消、様々な教職員や幅広い学年の児童生徒と関わることで、より広い視野を得たり、コミュニケーション能力を高めたりすることが期待できるとされ、連続性や系統性が求められています。

本町で現在行われております小中学校間の連携は、小学校と中学校がそれぞれ別個の教育課程であるという前提のもとに共同で取り組むものを連携して行う小中連携教育ですが、教育長が目指される小中一貫教育とはどのようなものなのでしょうか。そして、今後どのように推し進めていかれるのでしょうか、方針をお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。それでは、10番議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本町におきましては、平成21年度の小学校4校の統合以来、小中学校教育への円滑な接続を目指すため、小学校の一部の教科による専科事業ですとか、中学校教員の小学校への乗り入れ授業を実施し、小中連携教育を推進して参りました。さらに、近年におきましては、小学校の高学年で、教科担任制にも取り組んでいるところでございます。

また、昨年度からは、新たに中学校1日体験入学時、小学6年生が中学校に体験入学した際に、新中学1年生を対象とした体験授業を実施するなど、小中学校においては、中1ギャップの解消のために取組を行ってまいりました。

本町におきましては、小、中学校1校のみの学校設置となっております。他の市町村の学校の事例に見られるように、複数の小学校から一つの中学校に入学し、友達、教職員、校舎のすべてが大きく変わる環境ではありませんが、今まで小学校から中学校への円滑な継続を目的とした取組を実施してきたところでございます。

さて、小中一貫教育は、中1ギャップの解消が目的ではなく、私が目指す小中一貫教育の最重要ポイントは、義務教育終了時の目指す子どもの姿を小中学校で共有し、小中学校相互の理解と連携により生み出される教育力を最大限活用することであると考えております。

小中学校の教職員が互いの学校での学習面と生活面の環境を把握し合うことで、より円滑な学校間での接続が可能となります。そして、義務教育9年間を一つのスパンとして捉え、町の特色を生かした小中学校で、一体感のある教育環境を創出することが、小、中1校ずつの本町の教育に必要なことであると考えております。

昨年度は、旭川市のICT教育先進校への合同視察研修を初めて実施いたしました。教職員だけではなく、教育委員会事務局職員も一緒に参加し、小学校、中学校、教育委員会の三者の連携が図れました。

また、小中学校教員と教育委員会事務局職員による小中連携学校担当者会議を設立し、昨年度と今年度で3回協議を実施しております。

また、今年度は新たな取組として、小中学校の教員が双方の事業を見学する授業交流週間を設け、授業の接続や改善に努める予定となっております。

さらに7月には、十勝管内の小中一貫教育を実践している義務教育学校の先進地視察研修を小中学校管理職と教育委員会事務局職員で行い、秋には、小中連携教育を推進している近隣の学校と合同の職員研修も予定しているところでございます。

このように、これまで取り組んできた小中連携教育の更なるステップアップを図るとともに、小中連携学校担当者会議で情報共有を図りながら、小学校、中学校、教育委員会が三位一体となって教育カリキュラムや総合学習の体系化、課外活動などの検討を進め、小中学校で一体感のある教育環境を作るため、小中一貫教育へ発展させるための研鑽、分析、検討する年度としたいとの思いから、今年度の教育行政執行方針で、目標という意味で小中一貫教育の推進と述べさせていただきました。

以上、10番議員の1番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（西内陽美君） 議長。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいま答弁では、教育長が目指される小中一貫教育の在り方につきまして、最重要ポイントとしてお示しをいただきました。

また、今年度といたしましては、義務教育学校の先進地視察研修や近隣学校との合同による職員研修を予定されているなど、具体的な内容についての取組もご説明いただきました。

それによりまして、私がお聞きしたかった小中一貫教育の進め方につきましては、理解できましたので、1点目の質問は終わらせていただきたいと思います。

〔10番 西内陽美君登壇〕

○10番（西内陽美君） 次の質問に移らせていただきます。

2点目は、学校施設計画の見直しについてお伺いいたします。

小中一貫教育は、小学校6年間、中学校3年間の6、3制にとらわれず、4、3、2制や、5、4制など学年段階の区切りを柔軟に編成できるのも特徴の一つです。例えば、基礎の学びの2年間、応用の学びの3年間の計5年間で小学校の校舎で行い、探究の学びの4年間で中学校の校舎で行っている自治体もありますので、今後の小中一貫教育の進め方によっては、校舎の使い方、在り方についての再検討が必要となる場合もあるのではないかと考えます。

特に問題だと考えましたのは、学校施設の利用年数であります。小学校の校舎は昭和56年築で44年経過、中学校の校舎は昭和46年築で54年経過しています。

新十津川町公共施設等総合管理計画では、計画的な予防修繕を行いながら長寿命化を図るとし、学校施設長寿命化計画では、学校施設は80年以上利用するとしております。

しかし、計画的な改修工事や予防修繕に加え、雨漏りなど突発的な事案に対する事後修繕が発生している現状があります。年数が経過するほど修繕費用が増加することは十分に想定できます。

今年度は、学校施設長寿命化計画策定後、5年目の計画確認年度に当たります。学校施設の建て替えも含め、計画の見直しや方針を検討する考えはございませんか、お伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、10番議員の2つ目のご質問にお答えをいたします。

校舎の在り方についてご質問をいただきました。が、現時点において、現行の校舎の建て替えを含めて、校舎の在り方について検討はしていない状況でございます。

小、中学校の校舎におきましては、10番議員がおっしゃるとおり、建築から小学校は40年以上、中学校は50年以上経過しておりますが、学校施設の安全性を第一に考え、平成20年代前半には、小、中学校とも耐震化を含めた施設の大規模改修を行いました。

また、令和3年3月に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、令和5年度には、劣化状況度合いの高い中学校体育館外部改修工事を行いました。

ご質問にありました学校施設長寿命化計画において、校舎を築年数から80年以上使用できるような長寿命化を目標としておりますが、校舎の建て替えも含めた校舎の在り方について検討が必要な時期にきているということは認識しているところでございます。

道内だけではなく、近隣市町におきましても、平成20年度以降、施設一体型小中学校併設校や施設分離型の小中学校の改築が行われ、来年度は、砂川市で義務教育学校が新設されるなど、各市町によって施設整備の方針は様々であります。

また、近年、道内においても、義務教育学校の開校予定又は検討している自治体は多い状況ですが、1学年一クラス規模の学校規模での検討が多い状況にあると把握しております。

本町の場合は、子どもの人数を確認いたしますと、転入転出がないものと仮定した場合、現在の3歳児までは継続して二クラスが維持できる見込みであります。

本町のような1学年二クラス規模の義務教育学校は道内でも少数であり、小中学校が同じ建物で学習する環境が良いのか、小中学生は別々の建物で学習することが良いのかなど、子どもたちの教育環境を第一に考えた校舎の在り方については、慎重に検討すべきであると考えております。

また、建設コストも高騰しており、仮に改築となりますと多額の建設費を要するため、町の財政状況を踏まえた中で、長期的展望に立った整備計画が必要になるなど、様々な課題や検討が必要になります。また、校舎の在り方を検討する前に、未来に向けた本町の教育の在り方について、町長が主宰する総合教育会議などで十分な協議が必要であります。

先ほどの質問でも申し上げましたが、7月に小中学校管理職と教育委員会事務局職員が合同で小中一貫教育や、今後の本町の学校教育の在り方の参考とするため、十勝管内の義務教育学校などの視察研修を実施する予定としております。

その視察先として、1学年二クラス規模の義務教育学校の視察も予定しております。小中学校の連携、その先にある小中一貫教育も含めた本町の教育の在り方を、まずは小、中学校と教育委員会の実務レベルで、メリット、デメリットなど分析を進め、検討を始めてまいりたいと考えております。

ご質問にもありました学校施設長寿命化計画には、5年をめぐりに計画の確認を行うこと、また、将来的な児童生徒数の推移や義務教育学校等の小中一貫教育の導入を見据えながら、適宜計画の見直しを行うこととしております。そのため、計画の確認は、来年の令和8年3月で策定から確認を目途とする期間である丸5年が経過しますので、令和8年度中に実施する予定としております。

計画の見直しは、本町が目指すべき教育を体現できる校舎の在り方の方向性と並行して実施する必要があると考えます。このようなことから、当面は、施設の安全を第一に考え、小、中学校現校舎の施設維持を適切に行っていくこといくことを申し上げ、10番議員の2番目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（西内陽美君） 議長。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいまの答弁に対し再質問をいたします。

質問は、財政を見通した学校施設の在り方についてお伺いいたします。

ただいまのご答弁では、現時点においては、現行の校舎の建て替えは検討していないが、校舎の在り方について検討する時期がきているというご答弁であったかと思えます。

また、答弁の中には、もし検討するのであればということ、どのような課題があるかといったこともご提示あったかと伺いました。

先ほどの質問では、小中一貫教育の進め方や建築年数の面からの質問をさせていただきましたが、再質問といたしましては、町の財政という観点からお伺いをさせていただきたいと思います。

計画の見直しや方針を検討される際には、改修や修繕を重ねながら、80年以上使用を続ける学校施設で、本当に児童や生徒に安全で快適な学びの環境を提供できるのかといった他にも、やはり中長期的な教育長がおっしゃったような町財政を見通した議論がなされることと考えます。

昨年9月に策定されました新十津川町の地球温暖化対策実行計画実施ロードマップでは、公共施設の室内照明などを令和9年度までにすべて順次LED照明に交換することとしておりまして、今年度は保育園、児童館、ゆめりあ内の一部、図書館などをLED化いたします。図書館のLED化工事には3,500万円の予算を組みました。学校となると、億単位の予算となると考えられます。学校を80年以上使用するかどうかの検討によって、もし建て替え時期が早まるようになった場合、例えば、今億単位の工事費となるLED化工事をせずに学校校舎の建て替えと合わせて行うことも考えられます。大規模な改修工事をせずに建て替えまで可能な限りの修繕工事で済ませて、経費を抑えることも可能となります。

学校施設の建て替えは、教育長がおっしゃるとおり多額の建設費を要します。町内の各公共施設を見ましても、やはり順次築年数が経って改修工事などが必要となってきますが、その中でもこの学校施設に関しましては、特に大きな工事になるものと思います。大きな工事だからこそ、先にまず早く方針を決めておいて、先に学校の大きな工事があって、それを見通して小さなことから手をかけていくというのが財政的には望ましいのではないかなというふうに考えるところであります。

教育長のご答弁では、最後に学校施設長寿命化計画の見直しは、本町が目指す教育に合った校舎の在り方等を検討して並行して行うということでありましたが、具体的には、その校舎につきましては、いつから検討を始められるお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 10番議員の再質問にお答えいたします。

今ほど地球温暖化計画、町の計画に基づく学校、小、中学校のLED化等についてどう考えるかということがございました。それにつきましては、町の計画ということで町長部局とも検討しているところで、まだそこは計画に基づいて現在検討中ということでございます。

それはそれといたしまして、長寿命化計画は先ほど私答弁いたしましたように5年間経過しておりますので、来年の3月過ぎて令和8年度から、この長寿命化計画の施設がまず5年経過してどうなのかっていうことは、この計画を策定したときも、町の建設課の技術職員、役場の中でいろいろ関係課の職員がいろいろ分析して計画を策定しておりますので、それにつきましては、令和8年度施設の状況がどうかっていうことは分析をして、それらの結果を含めて、どうあるべきかということとは考えていかなければならないということで、今現在どうかということとは決まっていないということでご理解をいただきたいと思います。

また、今ほどご質問ありました、その財政的なことにつきましても、それらにつきまし

ても当然、補助金ですとか、いろいろ踏まえた中で町の持ち出しがどれだけかかるかとか、それはまた町の財政当局とも総合的に検討していかなければならない、今の段階ではお答えできないと思っているところでございます。

以上、10番議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○10番（西内陽美君） 議長。

○議長（小玉博崇君） 西内陽美議員。

○10番（西内陽美君） ただいまの教育長のご答弁によりまして、最終的なご判断は、8年度中の計画の見直しにかかる、そういった工事の分析をしてからの、その結果を受けてからということになるかというご答弁だったかと思えます。

令和8年度中には、そういった方針の結果をお示しいただけるものと思えますので、そのあたりは理解いたしました。

学校施設計画の見直しについては、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 以上で、西内陽美議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

（午前10時54分）

---

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

---

#### ◎経済文教常任委員会審査報告、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第3、経済文教常任委員会審査報告を行います。

6月9日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております請願第1号及び陳情第1号の審査結果の報告を求めます。

加藤経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 加藤敏晃君登壇〕

○経済文教常任委員長（加藤敏晃君） 議長の指示がありましたので、経済文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願及び陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

請願第1号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願。

審査結果、採択すべきもの。

陳情第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情。

審査結果、採択すべきもの。

以上で報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

---

◎請願第1号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、請願第1号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願を議題といたします。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより請願第1号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。  
委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、請願第1号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎陳情第1号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、陳情第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより陳情第1号を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。  
委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、陳情第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（小玉博崇君） 先ほど、採択することに決定した請願第1号及び陳情第1号につきまして、意見書を審議する必要があるがございます。  
議案配付のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〔議案配付〕

○議長（小玉博崇君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎日程変更

○議長（小玉博崇君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。  
議会事務局長。

○議会事務局長（坂下佳則君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。  
皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第13の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第15とし、日程第12の議員の派遣についてを日程第14とし、日程第11の次に日程第12として、発議第1号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書を追加いたします。

続けて、日程第13として、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を追加いたします。

以上2件について、よろしくお願いいたします。

---

○議長（小玉博崇君） 日程第6に入る前に、議案第24号から議案第29号までの案件につきましては、6月9日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっておりますので、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

---

◎議案第24号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第24号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それではお伺いいたします。この条例改正の基になった基準の改正につきましては、こども誰でも通園制度の導入に備え、多様な保育の受け皿を増やすためのものと理解しております。現状、当町には、この該当事業者はいない状況であるという説明があったんですけれども、当町においても、令和8年度からこども誰でも通園制度を導入するという計画があります。その導入するにあたって、この基準に定めるような保育事業者、多様な保育の受け皿が当町にも存在していることが望ましいと考えます。

事業者の新規参入の動向につきまして、何か情報がおありでしたら、また、これについて、町の方で誘致などを行っているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの1番議員の質疑にお答えをいたしたいと思います。  
新規参入の状況ですけれども、今のところ特定地域型保育事業の事業所の新規参入等の受け入れというか、そういうものはございません。また、町の方で誘致をするということも特に行っていません。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第24号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第24号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論及び採決

- 議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第25号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第25号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の質疑、討論及び採決

- 議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第26号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。  
質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

- 1番（加藤敏晃君） お伺いいたします。今回の課税限度額の引き上げにつきまして、この引き上げによって課税額が増える方、対象となる方、影響を受ける方はどれだけいらっしゃるのか確認させていただきたいと思っております。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（佐藤武久君） ただいまの1番議員の質疑にお答えいたします。

まずそれぞれの改正点についての影響ということで、まず、課税限度額の引き上げにつきましては、影響として、令和7年度分の税額算定の基礎となる所得を基に改正前の限度額、改正後の限度額で、それぞれ税額を試算し比較しますと、限度額適用される世帯が150世帯から141世帯に減少する見込みで、この改正により限度額を超えないこととなる世帯が9世帯ということでありまして、ちなみに税込としましては180万円程度の増となります。

次の点としまして、軽減判定所得基準額の引き上げによりの影響額ですが、これも同じく令和7年度分の税額算定の基礎となる所得を基に、改正前、改正後でそれぞれ税額を試算し比較した結果、まず5割軽減では、適用世帯が94世帯から99世帯へ増となる見込みで、5世帯軽減が増えるということですね。税込としては18万7,500円の減、2割軽減では、適用世帯数に増減はありませんでしたが、税込としましては1万6,900円の減という試算となりました。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第27号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

5番、大島議員。

○5番（大島光敬君） 議案書の45ページ、6款1項2目農業振興費のみどりの食料システム戦略推進事業についてお伺いします。

先日の説明の中で、先進地調査ですとか、有機農産物のPRといったことを5年後の計画策定に向けて調査を行うということをお伺いしましたが、次年度以降もこういったこと

は補助金の採択を受けて、同じような同様の項目を引き続き行っていくのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員の質問にお答えをいたします。

今回、みどりの食糧システム戦略推進対策交付金ということで、まずこの事業につきましては、10以上の複数事業あるうちのひとつ有機農業拠点創出拡大加速化事業、そのうちの今回、有機農業実施計画の策定ということで事業を採択受けております。

この計画を本年度中に策定するというので、ご質問にありました先進地視察、有機農産物PR、食育活動、普及促進活動を行って、計5年後の目標の計画を策定するところがございます。

2年目以降につきましては、この計画を策定した後の実現への取組ということで行ってまいります。それにつきましても、国の補助対象となる経費全額800万円を上限にとということがございますので、それらを活用して進めていく予定でございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 5番、大島議員。

○5番（大島光敬君） 本年度行います4項目伺ってたと思いますが、その中の有機農産物のPR、16万8千円という項目があったかと思うんですが、こちらの詳細な内容というか、例えば、町外の方に本町でできたその有機農産物をPRするというようなことなのか、町内の農家さんに向けて、こういった有機農産物がこういうふうにできますとかっていうようなPRのようなことを考えているのか、詳細な内容について教えていただければなというふうに思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員のご質疑にお答えをいたします。

予定をしております有機農産物PR事業につきましては、協議会の方で今計画しているものは、有機パックのレトルトご飯を作成するものでございます。事業者には有機米を送付し、レトルト米をパック加工したものを返送していただくというようなことで、最小ロット800個を作成していただき各種イベント等で配布ということを計画しておりますが、その詳細につきましては、今後、協議会の方で詰めていく予定でございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案どおり可決されました。

---

◎議案第28号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第28号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、令和7年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第29号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それではお伺いいたします。63ページの資金的収入及び支出のページになるんですけども、この中の資金的収入の中の国庫補助金のところですね、社会資本整備交付金が予定額を下回って内示されたとのこと説明がありましたが、この予定額を下回った理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（千石哲也君） ただいまの1番議員の質疑についてお答えいたします。

こちらにつきましては、全国的に下水道に関わる事業が多くなってきておりまして、限られた予算の中で事業が多くなってきてますので、配分額が薄められて配分されたという

こととございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第12、発議第1号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、加藤敏晃議員。

〔経済文教常任委員長 加藤敏晃君登壇〕

○経済文教常任委員長（加藤敏晃君） ただいま上程いただきました発議第1号についてご説明申し上げます。

この議案の提出者及び賛成者は記載のとおりでございます。

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出いたします。

裏面をご覧ください。朗読を持って説明に代えさせていただきます。

国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書。

近年の農業情勢は、世界人口の急激な増加や気候変動による農地の損失・農業生産の減少などにより食料不足が危惧されている一方、ウクライナや中東など世界情勢の不安定化や円安も相まって、燃油、肥料、飼料等の生産資材価格の高止まりが続いている。このため、農業者は厳しい経営状況から食料基地北海道にあっても離農者が増加傾向にあり、このままでは将来的に国民へ食料を安定供給することが困難な環境下となり得る。

そうしたなか、米国による自動車などの追加関税や輸入品に対する相互関税の発動が世界経済に混乱を招いており、一連の関税措置はWTO協定や日米貿易協定に明らかに違反する行為で、到底受け入れられるものでない。

一方、関税措置の見直しに向けた日米交渉が4月16日から始まり、6月の合意を目指し

て協議が進められているが、米国側からは米の市場開放や牛肉などの検疫措置の緩和などが求められたとしている。これに対して、政府は中国との報復関税で行き場を失った米国産の大豆やとうもろこしの輸入拡大などを交渉材料に、自動車などの追加関税の撤廃等を求めるとの報道もされていたが、米中両国が追加関税の引き下げなどの暫定措置を発表するなど、米国関税措置は混迷を深めている。

我が国においては、改正食料、農業、農村基本法が昨年6月5日に施行され、平時からの食料安全保障の実現に向けて新たな基本計画を今年4月11日に閣議決定したばかりであり、国益を優先するとして工業製品を守るため農産物の輸入拡大を図ることは、さらに国内農業の生産基盤の脆弱化を招くことが危惧される。

ついては、食料安全保障の観点に立ち、下記事項を要望する。

1、WTO協定等の違反である日米関税交渉において、自動車やアルミ、鉄鋼等の追加関税や相互関税を回避するため、農産品の輸入拡大、関税の削減、検疫措置の緩和など国内農業を犠牲にした交渉は行わないこと。

2、新たな食料、農業、農村基本計画で掲げる目標等を確実に実行するため、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持、強化、担い手の育成確保などの新たな予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月12日。

北海道樺戸郡新十津川町議会議長、小玉博崇。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（小玉博崇君） 日程第13、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、加藤敏晃議員。

〔経済文教常任委員長 加藤敏晃君登壇〕

○経済文教常任委員長（加藤敏晃君） ただいま上程いただきました発議第2号についてご説明申し上げます。

この議案の提出者及び賛成者は記載のとおりでございます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出いたします。

裏面をご覧ください。朗読を持って説明に代えさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災、減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災、減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害、病虫害などの森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工、流通体制の強化、建築物の木造、木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成、確保などに必要な支援を充実、強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月12日。

北海道樺戸郡新十津川町議会議長、小玉博崇。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下佳則君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。

研修会について、3件ご説明いたします。

一つ目は、北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月8日、場所は札幌市で、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で9万9千円でございます。

二つ目は、空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月16日、場所は妹背牛町で、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で6万1千円でございます。

三つ目は、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会です。日程は8月19日、場所は札幌市で、派遣議員は広報広聴常任委員会の広報班でございます。経費につきましては、概算で3万9千円でございます。

以上、議員の派遣についての内容説明とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第15、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和7年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員